

少年法改正に関するポイント Q & A

平成19年5月25日、参議院本会議において、少年法改正法案が可決されて、成立し（同年6月1日公布）、同年11月1日に施行されることになりました。この改正法については、衆議院において、与党議員提出案による修正がなされています。

以下は、今回の法改正について、政府提出案及び衆議院での修正のポイントをまとめたものです。

Q1 今回の少年法の改正は、少年に対する処分を厳罰化しようとするものですか。

A 今回の法改正は、少年の健全育成のために、個別の事案やその少年の特性などに応じて、その少年に最も適切な処分を行えるようにするとともに、その前提となる事実関係の解明をしやすくするものであり、厳罰化を目的とするものではありません。

Q2 少年犯罪は増加したり凶悪化しているのですか。

A 少年による殺人、強盗、強姦、放火といった凶悪犯の発生件数は、昭和59年以降平成8年まで1,000件台だったものが、平成9年以降は2,000件を超える年が続きました。平成16年、17年は2000件を下回っていますが、なお予断を許しません。また、近年、いわゆる長崎市幼児誘拐殺人事件や佐世保市同級生殺人事件など、低年齢の少年による世間の耳目を集める重大事件が発生しています。最近の少年犯罪の特徴として、少年がささいなきっかけで凶悪、冷酷ともいえる犯行に走り、動機が不可解で、少年自身なぜそのような事件を引き起こしたのか十分に説明できない場合があるなど、従来の少年犯罪との質的な違いも指摘されています。

このような点から、少年犯罪は深刻な状況にあると思われます。

Q3 少年事件の手続の流れはどうなっているのですか。

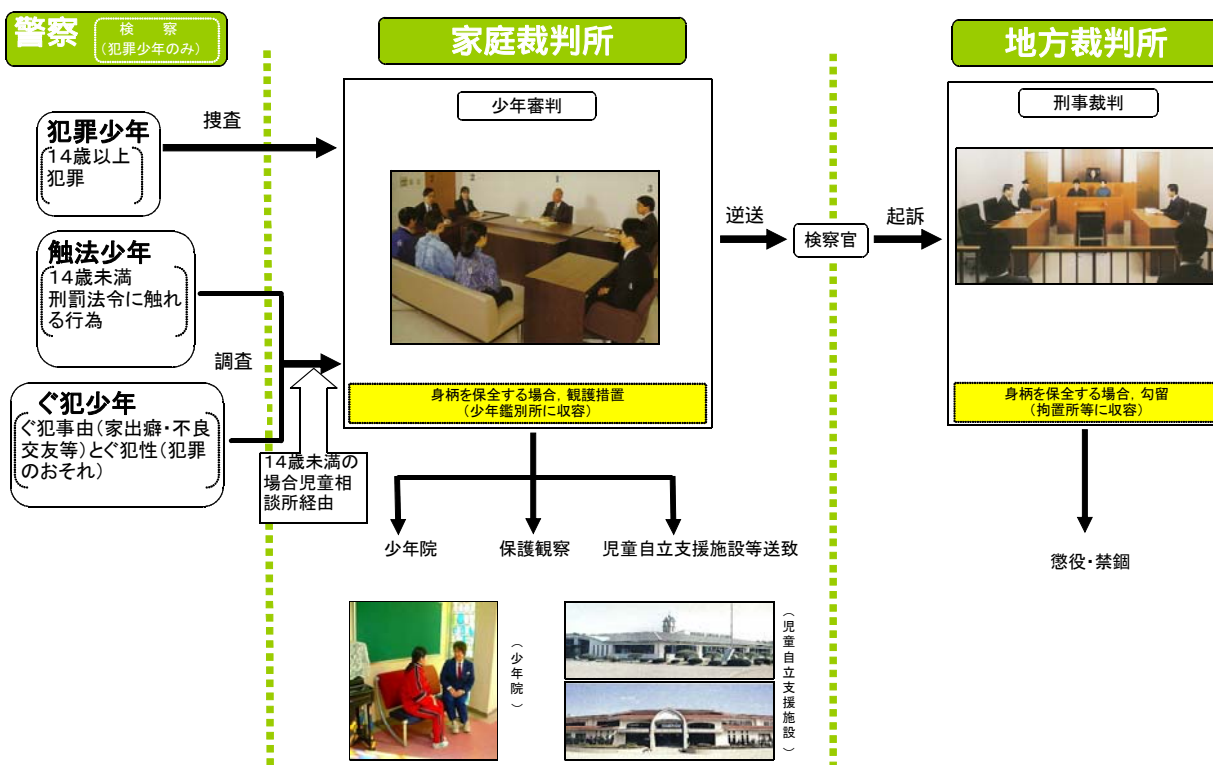
A 非行少年には、①犯罪を犯した14歳以上の少年（犯罪少年）、②刑罰法令に

触れる行為をした14歳未満の少年（触法少年），③家出癖・不良交友などの事由があり，将来罪を犯すおそれのある少年（ぐ犯少年）の3類型があります。

犯罪少年の事件については，成人の事件と同様に，警察や検察庁により捜査が行われ，触法少年，ぐ犯少年の事件については，犯罪ではありませんので，捜査ではなく，警察等により調査が行われます。これらの非行少年について，14歳以上の場合は，家庭裁判所に送致されます。14歳未満の少年の場合はまず児童相談所へ通告され，必要な場合には事件を家庭裁判所へ送致します。家庭裁判所での審判の結果，少年に対しては，少年院送致，保護観察，児童自立支援施設等送致の中から，立ち直りのために最もふさわしい処分が選択されます。

下表は，手続の流れを要約したものです。

少年事件手続の流れ



Q4 今回の法改正（政府提出案）のポイントは何ですか。

A 当初，政府が提出した案の具体的なポイントは，次の4点です。

- ① 警察官によるいわゆる触法少年及びぐ犯少年の事件の調査手続の整備
- ② 14歳未満の少年の少年院送致
- ③ 保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合の措置

④ 一定の重大事件につき、国選付添人制度を新設

(注) ○いわゆる触法少年 14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年

○いわゆるぐ犯少年 家出癖・不良交友などの一定の事由があり、将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

Q5 衆議院での修正のポイントは何ですか。

A 衆議院での修正は、国会での議論を踏まえ、自由民主党及び公明党の共同提案によりなされたもので、そのポイントは、次のとおりです。

- ① 触法少年に係る事件についての警察官の調査の要件を明確にするとともに、ぐ犯少年に係る事件についての調査の規定を削除すること
- ② 警察官の調査に関し、付添人の選任権など、少年の権利保護のための規定を置くこと
- ③ 少年院に送致可能な年齢の下限を設け、おおむね12歳とすること
- ④ 保護観察中の者に対する措置につき、遵守事項違反が新たな審判事由であることを明らかにすること
- ⑤ 国選付添人の選任について、少年が釈放された後は選任の効力が失われるという規定を削除すること

Q6 法改正により警察の調査権限を定める理由は何ですか。また、衆議院での修正で、ぐ犯少年の事件について、警察の調査権限の規定が削除された理由は何ですか。

警察の調査の権限について定めるのであれば、黙秘権の告知や付添人の立会いを認めることが必要ではないですか。

A ぐ犯少年や触法少年の立ち直りのための適切な処遇を行うためには、その非行事実を明らかにする必要があります。警察は、現在でも、任意に調査を行っていますが、法律上の根拠が明確でなく、支障が生じることがあるため、これを明確にする必要があることから、政府提出案では、警察官は、触法少年・ぐ犯少年の疑いがある場合は、調査することができるという規定を設けることにしました。

これに対し、衆議院での修正では、ぐ犯少年の事件についての警察の調査権限の規定が削除されました。これは、調査の対象が広がり過ぎるなどとの意見を踏まえて、あえて明文の規定を置くことを控えたものです。したがって、現

在のぐ犯少年についての警察の調査を否定するものではなく、今後も同様の調査は行われます。

なお、触法少年やぐ犯少年は、犯罪を犯したわけではなく、刑事処分を受けることはありませんので、刑事手続のように、黙秘権の告知を一律に義務づけることは相当ではありません。また、触法少年に対する調査では、迅速な真相解明とともに、事案の内容や個々の少年に応じた柔軟な対応が求められるため、一律に付添人の立会いを義務づけることも適当ではありません。しかし、低年齢の少年の特性に配慮して調査を行うことは当然であり、衆議院での修正により、①少年及び保護者の付添人選任権、②調査は少年の情操の保護に配慮しつつ行うこと、③質問は強制にわたってはならないことなどの規定が盛り込まれています。

Q7 今回の法改正で、少年院に収容できる少年の年齢が引き下げられたのはなぜですか。

少年院の収容可能年齢の引下げに関する衆議院での修正は、どのような内容なのですか。小学生でも少年院に入れてしまうというのは、ひどいのではないですか。

A 現在の法律では、少年院に送ることができるのは、14歳以上の少年に限られています。しかし、14歳未満の少年であっても、凶悪・重大な事件を起こしたり、悪質な非行を繰り返すなど、内面に深刻な問題を抱える少年については、少年院で非行性を除いていく教育をすることが、本人の立ち直りのために適当な場合があります。また、施設のない開放施設である児童自立支援施設では対応が困難な少年もいます。例えば、同施設に入所中の少年が、職員への暴力等を繰り返し、14歳に達するのを待って少年院へ送られた例などもあります。

そこで、年齢によって一律に区別するのではなく、それぞれの少年が抱える問題に応じて、最もふさわしい処遇を選択できる仕組みとするため、政府提出案では、少年院に送る年齢の下限をなくし、14歳未満の少年であっても、家庭裁判所が「特に必要と認める場合に限り」、例外的に少年院に送致できることとしました。

これに対しては、例えば5歳や8歳の少年であっても少年院に入れられてしまうのではないかと、との懸念が示されたことから、衆議院での修正では、「おおむね12歳以上」の少年について、少年院に送ることとされました。ただ、少年院に送ることは、刑事責任を取らせることではなく、少年の立ち直り・育て直しを行うものです。

Q8 保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合の措置を定める理由は何ですか。

これについての衆議院での修正の内容は何ですか。保護観察になった際
の事実を、二重に処分することになりませんか。

A 保護観察では、少年の更生のため、保護観察官や保護司が少年に対する遵守事項（約束事項）を守るように指導しており、保護観察官や保護司と少年との接触が不可欠となります。しかし、再三にわたる働きかけに反して、少年が遵守事項の違反を繰り返したり、全く会おうともしないなど、保護観察が機能しない場合があります。

そこで、今回の法改正では、少年が、遵守事項を守らず、保護観察を続けても本人の改善・更生が見込めない場合には、家庭裁判所が審判を行い、少年院等に送致することがあることを定めたものです。

この制度は、遵守事項を守らなかったという新たな事情を理由として、新たな保護処分を行うものですから、少年を二重に処分するものではありません。衆議院での修正は、この重い遵守事項違反が、家庭裁判所における新たな審判事由であることをより分かりやすくしたものです。

Q9 国選付添人制度に関する改正はどのようなものですか。これについての衆議院での修正は、どのようなものですか。

A 家庭裁判所における少年審判では、少年及び保護者は、自分で付添人を選任することができますが、現行法上、検察官が立ち会う場合を除いて、国選付添人を付ける制度はありません。

これに対し、今回の法改正では、殺人など一定の重大事件について、少年の身柄を少年鑑別所に収容する観護措置がとられている場合に、家庭裁判所が、公費で弁護士である付添人を付することができることにしています。

ただし、政府提出案では、審判を終了させる決定の前に少年が釈放された場合には、国選付添人選任の前提となる要件が欠けることになるため、国選付添人の選任の効力が失われることにしていましたが、衆議院での修正案では、少年が釈放された後も依然付添人の活動は重要であるとして、選任の効力は失われないこととされました。